

## マルポール条約附属書Vへの対応について

平成 30 年 6 月 19 日

マルポール条約附属書Vにおいて、2013 年 1 月 1 日以降、船舶から発生する廃棄物の海洋投棄は、海洋環境に有害 (Harmful to the Marine Environment ; 以下「HME」という。) でないと認められる一部の廃棄物を除き原則禁止とされ、固体ばら積み貨物が HME に該当する場合、荷卸し後に貨物艙に残る残留物を陸揚げ処理することが義務付けられています。また、マルポール条約附属書Vの改正により、平成 30 年 3 月 1 日から穀類を除くばら積みの固体貨物の荷送人に対し、貨物が海洋環境に有害か否かを宣言することが義務化されています。(国土交通省 固体ばら積み貨物の海洋環境有害性に関する判定マニュアル参照)

当会は、マルポール条約附属書Vの改正を踏まえ、汚染土壌処理業者が荷送人となる場合は以下の対応が可能であると考えます。

運搬した汚染土壌について、HMEに該当するかを「各危険有害性クラスに対するカットオフ値／濃度限界」(※)に基づき判定したうえで、適正に処理する。

※カットオフ値は「固体ばら積み貨物の海洋環境有害性に関する判定マニュアル」に以下のとおり記載されています。

付表 2 各危険有害性クラスに対するカットオフ値/濃度限界

有害性の項目		カットオフ値/濃度限界 (成分物質濃度%)
①	水生環境有害性(急性毒性)	1.0%以上
②	水生環境有害性(慢性毒性)	1.0%以上
③	発がん性	0.1%以上
④	生殖細胞変異原性	0.1%以上
⑤	生殖毒性	0.1%以上
⑥	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	1.0%以上
⑦	合成高分子(プラスチック)	-

なお、国土交通省「固体ばら積み貨物の海洋環境有害性に関する判定マニュアル」は、下記より閲覧・ダウンロードできます。

<http://www.mlit.go.jp/common/001223608.pdf>